

京都府丹後テキスタイルブランド支援強化事業費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 知事は、丹後地域の基幹産業である織物業の活性化と成長発展を図るため、丹後地域の織物事業者等が実施する自社独自の技術や素材を活かし、マーケットニーズに合わせた新商品、サービス若しくはビジネスモデルの開発、新分野進出又は新たな販路開拓等を行う事業に要する経費に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及びこの要領の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 丹後地域 宮津市、京丹後市、伊根町及び与謝野町の地域をいう。
- (2) 織物事業者 次に掲げる者をいう。
 - ア 京都府伝統と文化のものづくり産業振興条例（平成17年京都府条例第42号。以下「条例」という。）に基づく京もの指定工芸品（以下「指定工芸品」という。）に指定されている丹後ちりめん及び丹後藤布の製造を行っている事業者
 - イ 条例に基づく京もの技術活用品として指定されている丹後ちりめん工芸品の製造を行っている事業者
 - ウ 指定工芸品の西陣織の受託製造を行っている事業者
 - エ 服地等の広幅織物の製造を行っている事業者

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、丹後地域内に事業所を有する織物事業者又は織物事業者が含まれるグループ（グループの代表となる企業は、織物事業者であること）で、京都府織物・機械金属振興センターと連携して事業に取り組むものとする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象事業者が実施する丹後地域の織物業の活性化や成長発展につながる次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 自社独自の技術や素材を活かした試作・開発、商品等の改良を行う事業
- (2) 新たな流通ルートの開拓（海外を含む。）を行う事業
- (3) マーケットニーズの調査を行う事業
- (4) 丹後地域における織物業の魅力を発信及び広報宣伝する事業

(補助対象経費等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助限度額は、別表に定めるところとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の合計額（消費税及び地方消費税を除く。）に補助率を乗じて得た額及び補助限度額のいずれか少ない額を限度とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第7条 規則第5条第1項に規定する申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 補助対象者は、補助金の交付決定前に事業を実施した場合は、補助金の交付を受けることはできない。ただし、やむを得ない事由により、交付決定前に事業を実施しようとする場合において、別記第2号様式による事前着手届を知事に提出したときは、この限りでない。

3 規則第5条の規定により補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく仕入れに係る消費税及び地方消費税として控除することができる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助事業の内容変更等)

第8条 規則第7条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、別記第3号様式による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号に定める軽微な変更の場合は、この限りでない。

- (1) 補助金の額に変更を生じないものであって、補助対象経費の総額の概ね20パーセント以内の経費配分の変更であるとき
- (2) 補助目的に変更をもたらすことなく、より効果的な補助目的達成に役立つと考えられるとき
- (3) 補助目的及び事業効率に関係がない細部の変更であるとき

(状況報告)

第9条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行及び収支の状況について、別記第4号様式による報告書の提出を求めることができる。

(実績報告)

第10条 規則第13条に規定する実績報告書は、別記第5号様式によるものとし、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定に係る年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかなる場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の経理等)

第 11 条 補助事業者は、補助事業の経理については、他の経理と明確に区分して帳簿及び全ての証拠書類を整備し、その収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 12 条 補助事業者は、補助事業完了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別記第 6 号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

(補助金の交付等に関する事務)

第 1213 条 この補助金の交付等に関する事務は、京都府地方機関処務規程（昭和 30 年京都府訓令第 23 号）第 3 条の規定により、京都府織物・機械金属振興センターの長が専行するものとする。

(書類の提出等)

第 1314 条 この要領に基づき提出する書類は、京都府織物・機械金属振興センターの長に提出するものとする。

(その他)

第 1415 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成 27 年 7 月 31 日から施行し、平成 27 年度の補助金から適用する。

別表（第 5 条関係）

補助対象経費	補助率	補助限度額
報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、賃金、その他知事が必要と認める経費	2 分の 1 以内	1,000 千円。ただし、補助金の額が 200 千円未満となる場合（補助事業を実施した結果 200 千円未満となったことが、補助事業の実施上やむを得ないと知事が認める場合を除く。）は、補助の対象としない。

